

新大阪駅エリアの民間都市開発の誘導方策検討会開催要綱

(目的)

第一条 新大阪駅エリアにおける民間都市開発の誘導方策について検討することを目的として、新大阪駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議及び新大阪駅周辺地域まちづくり検討部会運営要綱第 3 条の規定に基づき、新大阪駅エリアの民間都市開発の誘導方策検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(組織)

第二条 検討会は、別表に掲げる学識経験等を有する者をもって構成する。

- 2 検討会に座長を置き、検討会の構成員の互選により選任する。
- 3 検討会は座長が招集し、座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に、検討会への出席等必要な協力を依頼することができる。
- 4 座長は、必要に応じて、新大阪駅周辺地域まちづくり検討部会に、取組みの進捗状況等について報告を行う。

(会議の公開等)

第三条 検討会は非公開で行う。

(事務局)

第四条 検討会の庶務は、大阪府・大阪市大阪都市計画局において処理する。

(雑則)

第五条 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この要綱の改正は、座長が検討会に諮って行う。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 31 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

(敬称略)

役職等	氏名
大阪公立大学研究推進機構 特別教授	橋爪 紳也
関西大学環境都市工学部 教授	木下 光
和歌山大学システム工学部 教授	佐久間 康富
大阪公立大学大学院工学研究科 准教授	吉田 長裕